

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

社会福祉施設等措置費用徴収規則（昭和四十八年広島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>（徴収額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 前条第一号の措置（法第二十七条第一項第三号に規定する障害児入所施設に入所させる措置及び同条第二項の規定による措置を除く。）をした場合（第四号に掲げる場合を除く。） 被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額</p> <p>二 前条第一号の措置（法第二十七条第一項第三号に規定する障害児入所施設に入所させる措置及び同条第二項の規定による措置に限る。）をした場合（第四号に掲げる場合を除く。） 被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第二左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額</p> <p>三 前条第二号の措置をした場合（第四号に掲げる場合を除く。） 当該措置を受けた者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額</p> <p>四 前三号に定める徴収基準月額が支弁額を超える場合 当該支弁額</p> <p>2 知事は前条各号に掲げる者の負担能力を考慮し、前項第一号から第三号までの場合において、これらの規定に規定する階層区分（以下この条において「階層区分」という。）につき、別表第一備考6又は別表第二備考4の規定により難い特別な事情があると認めるときは、階層区分を変更することができる。</p> <p>3―6（略）</p> <p>附 則</p> <p>2 1 当分の間、別表第一中</p>	<p>（徴収額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 前条第一号の措置をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額</p> <p>二 前条第二号の措置をした場合（第三号に掲げる場合を除く。） 当該措置を受けた者の税額等によつて別表左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額</p> <p>三 前二号に定める徴収基準月額が支弁額を超える場合 当該支弁額</p> <p>2 知事は前条各号に掲げる者の負担能力を考慮し、前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に規定する階層区分（以下この条において「階層区分」という。）につき、別表備考4の規定により難い特別な事情があると認めるときは、階層区分を変更することができる。</p> <p>3―6（略）</p> <p>附 則</p> <p>2 1 当分の間、別表中</p>

D 7		258, 101円から348, 100円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54, 200円を超えるときは54, 200円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が27, 100円を超えるときは27, 100円とする。)
D 8		348, 101円から456, 100円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が68, 700円を超えるときは68, 700円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が34, 300円を超えるときは34, 300円とする。)
D 9		456, 101円から583, 200円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が85, 000円を超えるときは85, 000円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が42, 500円を超えるときは42, 500円とする。)
D 10		583, 201円から704, 000円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が102, 900円を超えるときは102, 900円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が51, 400円を超えるときは51, 400円とする。)
D 11		704, 001円から852, 000円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が122, 500円を	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が61, 200円を

			超えるときは122,500円とする。)	えるときは61,200円とする。)
D12	852,001円から1,044,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)	
D13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)	
D14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)	
D15	1,426,501円以上	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収)	その月のその措置児童に係る措置費等の支弁額(全額徴収)	

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 1の所得割の額を算定する場合には、措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表の「入所施設」及び「その他の施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 入所施設 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、小規模住居型児童養育事業所及び里親
- (2) その他の施設 児童心理治療施設通所部、児童自立支援施設通所部及び児童自立生活援助事業所

4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

5 里親又は小規模住居型児童養育事業所に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

6 この表を適用する場合において、当該世帯の世帯階層区分は、当該世帯の当該年度分の市町村民税の額によるものとする。ただし、4月から6月までの間に適用する場合は、当該世帯の前年度分の市町村民税の額によるものとする。

別表第一の次に次の一表を加へる。

別表第2 (第2条関係)

障害児施設徴収基準月額表

	税 額 等 に よ る 階 層 区 分	徴 収 基 準 月 額	
		入 所 施 設	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 (単給を含む。)	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割の額のみ課税) 世帯	4,500	
D 1	A階層, B階層及びC階層	6,600	
D 2	層及びC階層を除き、当該年度分の市町	9,000	
D 3	を除き、当該年度分の市町	13,500	
D 4	年度分の市町	18,700	
D 5	村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額が次の額である世帯	29,000	
D 6	189,001円から277,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (治療に要する費用を含む。以下同じ。) (全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)
D 7	277,001円から348,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)
D 8	348,001円から465,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)
D 9	465,001円から594,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)
D 10	594,001円から716,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)
D 11	716,001円から864,000円まで		その月のその措置児童に係る措置費の支弁額 (全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは

		122,500円とする。)
D12	864,001円から1,056,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)
D13	1,056,001円から1,238,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円から1,439,000円まで	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)
D15	1,439,001円以上	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(全額徴収)

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
 - 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの

を「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定発達医療機関（入所に限る。）をいう。

4 この表を適用する場合において、当該世帯の世帯階層区分は、当該世帯の当該年度分の市町村民税の額によるものとする。ただし、4月から6月までの間に適用する場合は、当該世帯の前年度分の市町村民税の額によるものとする。

5 障害児入所施設又は肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関に措置した措置児童が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しないこととする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の社会福祉施設等措置費用徴収規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後における措置に係る費用の徴収について適用し、同日前における措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の際現に措置されている者に係る徴収基準月額であつて、この規則による改正前の社会福祉施設等措置費用徴収規則を適用して算定したものが新規則を適用して算定したものと異なる場合の措置に係る費用の徴収については、新規則を適用するものとする。